

第4回洋野町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成30年10月25日 (木) 午後2時35分～3時00分

2 開催場所 洋野町役場大野庁舎 大会議室

3 出席委員 (15人)

1番 間 澤 智 子	2番 太内田 栄 二	3番 源 田 竹 志
4番 林 郷 ケイ子	5番 長根山 裕 也	6番 坂 本 幸 治
7番 舘 野 栄 子	8番 川 崎 和 志	9番 大粒来 清美男
10番 軒 保	11番 北 村 卓 也	12番 下 田 博 美
13番 馬 場 賢 一	14番 塩 倉 健 一	15番 高 城 健 一

4 欠席委員 (0人)

5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (13人)

上小路 鉄 也	浜 道 智	高 谷 直 樹	安 藤 健 吉
明 戸 巖	坂 澤 勉	山 道 慶 蔵	金 澤 百 年
遠 藤 春 男	川 原 由次郎	林 郷 永 吉	下権谷 由 雄
塩 倉 康 美			

6 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地・非農地の判断について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	佐々木 安 武
係 長	猪 石 秀 美
主 任	佐々木 えり子
主 任	滝 谷 光 成
主 事	中 里 利 則

8 会議の概要

- 議長 ただ今から、第4回洋野町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は、当席を含め15人です。
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
ただちに会議を開きます。
-

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について、を行います。
議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、7番 館野委員、8番 川崎委員を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
○議長 異議なしと認め、両人を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定を行います。
会期は1日限りとすることに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
○議長 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長 それでは、ただちに議事に入ります。
日程第3 議案第1号、農地・非農地の判断について、番号1番から番号339番を一括上程いたします。詳細について事務局から説明いたさせます。
○事務局 議長。
○議長 局長。
○事務局 議案書1ページをご覧ください。
議案第1号 農地・非農地の判断について、番号1番から番号339番についてご説明いたします。
「農地法の運用について」第4の(1)及び(2)に基づき、「農地」に該当するか否かの判断を求めるものであります。
今回提出いたしますのは、田141筆、面積 442,745㎡、畑193筆、面積 587,767.5㎡、採草放牧地5筆、面積 98,086㎡、合計339筆、面積 1,128,598.5㎡であります。
本年7月に委員及び事務局で現地調査を行った結果、番号1番から339番の土地について、農地法の運用について第4の(4)のアの「その土地が山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」又は、第4の(4)のイ「ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれた場合」に該当すると認められるため、非農地としてよろしいか委員皆様のご意見を伺うものであります。

総会提出資料1ページに現地調査を担当した委員毎の農地の筆、面積を、2ページに担当範囲を示した管内図を添付しております。また、先月配布しております「平成30年度非農地判定調査(平成30年7月現地調査分)」の資料に現況写真がありますので、ご参照願います。以上説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。ここで、暫時休憩とします。(14時42分)

～暫時休憩～

○議長 休憩前に続き、会議を再開します。(14時52分)

これより、番号1番から番号337番までの質疑を行います。何か質疑ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地・非農地の判断ついて、番号1番から番号337番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第1号の番号1番から番号337番は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に番号338番についてであります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、番号〇番 〇〇委員は、退室願います。

(〇〇委員退室)

○議長 これより、番号338番の質疑を行います。〇〇委員に関する件に、質疑ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地・非農地の判断ついて、番号338番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第1号の番号338番は、原案のとおり決定いたしました。

〇〇委員の入室を許します。

(〇〇委員入室)

○議長 次に番号339番についてであります。同様、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、番号〇番 〇〇委員は、退室願います。

(〇〇委員退室)

○議長 これより、番号339番の質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地・非農地の判断ついて、番号339番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第1号の番号339番は、原案のとおり決定いたしました。

○○委員の入室を許します。

(○○委員入室)

.....

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長 次に、日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、事務局から報告いたさせます。

○事務局 議長。

○議長 局長

○事務局 議案書11ページをお開き願います。

この案件は、農地法関係事務処理要領により、「相続などにより 農業委員会の許可を経ないで 農地等の権利を取得」したことの届出に対し、「審査のうえ 速やかに受理不受理を決定し、届出者に対し通知しなければならない」と規定されているものであります。

届出のあった番号1番から番号8番までの8件について、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、届出人に対し、受理通知書を交付したものであります。

届出のあった8件のうち、権利を取得した事由は、全て 相続 であります。

また、あっせん希望の有無については、番号1番が有、その他7件は 無で 提出されております。

関係資料は、総会提出資料3ページから11ページとなっておりますので、後刻、ご覧願います。

以上、報告といたします。 よろしく お願いいたします。

○議長 暫時休憩します。(このとき14時58分)

～暫時休憩～

○議長 休憩前に続き、会議を再開します。(このとき14時59分)

○議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
相続案件についてであります。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、終わります。

.....
○議長 これで、本日の案件は全部終了いたしました。

以上をもちまして、第4回洋野町農業委員会総会を閉会といたします。ご協力、誠にありがとうございました。